

平成30年4月13日

大臣官房総務課

**「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定されました**

第196回国会（通常国会）で成立した外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

**I. 背景**

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、観光庁観光戦略課の所掌事務を変更する改正を行うものです。

**II. 概要**

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

- 観光庁観光戦略課の所掌事務の変更
  - ・国際観光の振興に資する施策に関する基本的な政策の企画・立案・推進等の事務を観光戦略課の所掌事務に追加。

**III. 今後のスケジュール**

公 布：平成30年4月18日

施 行：公布の日

**【問い合わせ先】**

大臣官房総務課 法規第七係長 清水 直通：03-5253-8185(内線21-484)

法規第七係員 橋詰 直通：03-5253-8185(内線21-476)

代表：03-5253-8111

FAX：03-5253-1523